

伊賀市庁舎整備事業の事業認定についての第2回三重県事業認定審議会の議事要旨

土地収用法第20条各号について、事業に反対する意見書の内容を踏まえながら、以下のとおり議論が行われました。

- ・事業計画が土地収用法第3条第31号に該当することについて確認されました。
- ・伊賀市が起業者として申請事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であることについては、庁舎整備計画やその財源確保、伊賀市役所の位置を変更する条例（平成26年9月17日条例第31号）の制定などから、該当するか否かの議論が行われました。
- ・土地の適正かつ合理的な利用に寄与するかについては、他の行政機関との連携や防災拠点としての機能、地理的な要因などから合理的であるかどうかの議論が行われました。
- ・土地を収用又は使用する公益上の必要性については、公益性は人によって取り方も異なるので、十分検討していくべきであるとの意見が出されました。
- ・反対する意見書にある南庁舎の跡地利用や中心市街地活性化などについても議論が行われました。

なお、本審議会は、三重県情報公開条例第43条各号に該当すると判断されているため、次回も非公開で開催することとなりました。

以上、審議未了のため、次回に継続して審議することになりました。